

○点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符の作成要領の
制定について（例規通達）

平成元年10月1日

広交指第679号警察本部長

改正 平成4年7月広交指第743号

平成5年12月広総務第454号

平成8年8月広交企第398号

平成10年10月広運免第380号

平成12年3月広交指第153号

平成14年5月広交企第1016号

平成14年12月広交指第774号

平成16年11月広交指第657号

平成18年6月広交企第919号

平成19年6月広交企第785号

平成20年5月広交指第849号

平成21年4月広交指第508号

平成21年6月広交指第869号

平成25年3月広警務第547号

平成29年3月9日

令和5年6月30日

各部長・参事官

各所属長

点数切符の運用については、乗車用ヘルメット着用義務違反点数切符の運用要領の制定について（昭和50年6月24日付け広交指第716号）及び点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符等の作成要領について（昭和60年9月5日付け広交指第411号）により実施してきたところであるが、この度、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第255号）の施行等に伴い、みだしの要領を別添のとおり定め、平成元年10月1日から施行することとしたので、各所属にあつては、部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記乗車用ヘルメット着用義務違反点数切符の運用要領の制定について及び点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符等の作成要領については、廃

止する。

別添

点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符の作成要領

第1 点数切符の様式等

1 様式

点数切符の様式は、別記様式第1号による点数切符のとおりとする。

2 構成

- (1) 点数切符の構成は、告知票、報告票及び取締り原票・違反登録票の3枚一組とする。
- (2) 点数切符の各片の最上欄の番号は各組同一番号とし、組ごとに000001号から099999号までの通し番号とする。
- (3) 点数切符の各片の複写を要する部分は原則としてノーカーボン式複写とし、点数切符一つづりの組数は10とする。

3 点数切符の各片の色、名称及び使用目的

- (1) 1枚目（白色） 告知票（違反者に告知した警察官（以下「告知警察官」という。）が違反者に交付するもの）
- (2) 2枚目（白色） 報告票（告知警察官が所属長に報告し、及び取締りの参考資料として告知警察官の所属において活用・保管するもの）
- (3) 3枚目（白色） 取締り原票・違反登録票（違反登録、統計資料その他行政処分の参考資料として交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において活用・保管するもの）

第2 点数切符による違反事実の告知要領

1 告知の方法

警察官は、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反及び乗車用ヘルメット着用義務違反を現認又は認知したときは、点数切符を作成し、違反者に告知票を交付すること。ただし、違反者が告知票の受領を拒否した場合は、当該違反行為に基礎点数が付される旨を口頭で告知すること。この場合において、当該告知票は、報告票とともに告知警察官の所属において保管すること。

2 違反行為が競合する場合の取扱い

- (1) 点数切符の対象となる違反行為（以下「点数違反」という。）をした者が、同時に酒気帯び運転（呼気中のアルコール濃度0.15mg/1以上0.25mg/1未満の場合に限る。）又は基礎点数が付されない違反である泥はね運転、公安委員会遵守事項違反、

運行記録計不備、警音器使用制限違反若しくは免許証不携帯をした場合は、交通切符又は反則切符とは別に点数切符を作成し、違反者に告知票を交付すること。

(2) 点数違反をした者が、同時に基礎点数が付される他の違反行為（酒気帯び運転については、呼気中のアルコール濃度0.25mg/1以上の場合に限る。）をした場合は、当該点数違反については点数切符による告知を行わず、指導警告にとどめること。

(3) 複数の点数違反を同時にした場合は、基礎点数が高い点数違反（基礎点数が同一の場合は、そのいずれか一つの点数違反）について点数切符を作成し、違反者に告知票を交付すること。

第3 点数切符の作成要領

点数切符の作成は、別紙の点数切符作成要領によるほか、交通反則告知及び通告等事務処理要領の制定について（昭和44年7月1日付け広交指第763号）の例によること。

第4 報告票及び取締り原票の処理要領

1 告知警察官の措置

告知警察官は、報告票及び取締り原票・違反登録票を取りまとめ、速やかに所属長に報告すること。

2 所属長の措置

(1) 所属長は、告知警察官から報告を受けたときは、その内容を点検し、違反登録票（取締り原票の下の表及び裏面の点数切符用行政処分書をいう。以下同じ。）を作成の上、当該取締り原票・違反登録票を別記様式第2号による点数切符引継書に添えて運転免許課に送付すること。

(2) 前記(1)の点数切符引継書は、複写で2部作成の上、その1部を所属の控えとして保管し、引継ぎの状況を明らかにしておくこと。

3 違反登録票の作成要領

違反登録票は、取締り原票ごとに作成すること。ただし、違反行為が競合する場合は、次に掲げる区分により作成すること。

(1) 点数違反と酒気帯び運転との競合

点数違反と酒気帯び運転とが競合する場合のそれぞれの違反登録票の記入は、次のとおりとする。

ア 点数違反に係る違反登録票

違反名欄に該当する点数違反の違反コードを記入するとともに、競合事件欄の記入を行うこと。

イ 酒気帯び運転に係る違反登録票

違反名欄に該当する酒気帯び加重の違反コードを記入すること。

(2) 点数違反と基礎点数が付されない反則行為との競合

点数違反と基礎点数が付されない反則行為とが競合する場合のそれぞれの違反登録票の記入は、次のとおりとする。

ア 点数違反に係る違反登録票

違反名欄に、同欄の1けた目から点数違反の違反コードを、続く5けた目から基礎点数が付されない反則行為の違反コードを記入すること。

イ 基礎点数が付されない反則行為に係る違反登録票

違反名欄に該当する基礎点数が付されない反則行為の違反コードを記入するとともに、競合事件欄の記入を行うこと。

(3) 取締り原票の裏面

ア 「免許種別」欄

免許種別欄は、該当する種別の上欄の数字（コード表）に○を付すること。

イ 「免許証交付公安委員会名」欄

違反者の所持する免許証に記載されている公安委員会名を記入すること。

ウ 「路線名」欄

路線名は、当該道路の区分に従い、該当する道路の□印を○で囲み、一般国道の場合は（ ）内に路線番号を、その他の道路は道路名をそれぞれ記入すること。

エ 「検挙時の状況」欄

検挙時の状況欄には、行政処分量定上の参考資料として次の事項を記入すること。

(ア) 「現認・認知」、「現認状況等」、「認否の状況」別に、該当する項目の左欄の□内に○を付すること。

(イ) 「メモ」に、現認状況、違反の理由、動機、弁明等の要旨を簡記すること。

第5 報告票の保存

各所属においては、報告票を点数切符引継書とともに5年間保存すること。

(別記)

様式第1号(第1の1関係) 点数切符

1枚目

告知票 (番号 No.)											
告知年月日	年 月 日 午前 後 時 分										
告知者の所屬階級及び氏名	署 課 隊										
違反者ふりかたがな	生年月日 年 月 日生 (歳) 職業										
住所	電話										
免許証	第 年 月 日 公安委員会交付										
免許の種類○印で囲んだもの	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 型 型 通 特 引 二										
保護者又は勤務先	住所 電話 氏名 (歳) 職業 続柄										
違反車両○印で囲んだもの	<table border="1"> <tr> <th>大型車</th> <th>普通車</th> <th>二輪車</th> <th>原付車</th> <th>自事</th> </tr> <tr> <td>大 大 中 準 準 大 型 型 型 型 型 特 乗 乗 乗 乗 乗 用 用 用 用 用</td> <td>乘 普 三 軽 軽 軽 用 貨 貨 貨 貨 貨 物 物 物 物 物</td> <td>大 大 普 普 普 自 自 自 自 自 二 二 二 二 二</td> <td>原 原 原 原 原 二 二 二 二 二 種 種 種 種 種</td> <td>家 業 用 用</td> </tr> </table>	大型車	普通車	二輪車	原付車	自事	大 大 中 準 準 大 型 型 型 型 型 特 乗 乗 乗 乗 乗 用 用 用 用 用	乘 普 三 軽 軽 軽 用 貨 貨 貨 貨 貨 物 物 物 物 物	大 大 普 普 普 自 自 自 自 自 二 二 二 二 二	原 原 原 原 原 二 二 二 二 二 種 種 種 種 種	家 業 用 用
大型車	普通車	二輪車	原付車	自事							
大 大 中 準 準 大 型 型 型 型 型 特 乗 乗 乗 乗 乗 用 用 用 用 用	乘 普 三 軽 軽 軽 用 貨 貨 貨 貨 貨 物 物 物 物 物	大 大 普 普 普 自 自 自 自 自 二 二 二 二 二	原 原 原 原 原 二 二 二 二 二 種 種 種 種 種	家 業 用 用							
登録(車両)番号	号										
違反日時	年 月 日 午前 後 時 分 ころ										
違反場所	近 路 付 道										
違反行為	<input type="checkbox"/> 座席ベルト装着義務違反【道路交通法第71条の3】 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 運転者席横回乗者 <input type="checkbox"/> 後部座席同乗者 第1項 第2項 第2項 <input type="checkbox"/> 幼児用補助装置使用義務違反【道路交通法第71条の3第3項】 <input type="checkbox"/> 運転者席横回乗者の幼児 <input type="checkbox"/> 後部座席同乗者の幼児 <input type="checkbox"/> 乗車用ヘルメット着用義務違反【道路交通法第71条の4】 <input type="checkbox"/> 大型自動二輪車 第1項 <input type="checkbox"/> 普通自動二輪車 第1項 <input type="checkbox"/> 一般原動機付自転車 第2項 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 同乗者										
説明	告知された違反については、道路交通法施行令の規定により、1点の基礎点数が付されます。 (この違反には、罰金や反則金はありません。) お尋ねがあれば、上記の署(課・隊)までお申し出下さい。										
※	※自動車の運転者は、次のいずれかに該当するやむを得ない理由がある場合を除き、座席ベルトを装着せずには又は座席ベルトを装着しない者を運転席以外の乗車装置に乗りさせて自動車を運転してはいけません。 (道路交通法施行令第26条の3の2第1項、第2項) ① 座席の数を超える数の者が乗車するため装着できないとき。 ② 療養上又は健康保持上装着が適当でないとき。 (負傷、疾病、障害、妊娠中) ③ 身体の状態により適切に装着できないとき。 (著しく踵高が高い・低い、著しく肥満等) ④ 後退運転をするとき。 ⑤ 緊急自動車又は消防用車両に乗車するとき。 ⑥ 身辺警戒等の公務に従事するとき。 ⑦ 郵便物の集配業務等国家公安委員会規則で定める業務に従事する者が頻りに自動車の乗降を必要とする区間において当該自動車に乗車するとき。 ⑧ 警備・警護、パレード等に伴いその前方及び後方等を警察用自動車に護衛、誘導されている自動車に乗車するとき。 ⑨ 公職選挙法に基づく選挙運動のため使用されている自動車に乗車するとき。 ※上記①については同乗者(運転者の横の同乗者を除く。)、④については運転者のみに適用されます。										

所在地・電話(有職少年の勤務先・名称)

運転免許証住所

現住所に同じ 本籍に同じ

免許 年 月 日 (更新・誕生日から1ヶ月間) まで有効

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

報 告 票 (番号 No.)	
告知年月日	年 月 日 午前 午後 時 分
告知者の所属 階級及び氏名	署 課 隊 ⑤
違反者 氏名が な	生年月日 年 月 日生 (歳) 職業
	本籍
	住所 電話
免許証	第 年 月 日 公安委員会交付
	免許の種類 印で囲んだもの
保護者 又は 勤務先	住所 電話
	氏名 (歳) 職業 続柄
違反車両 印で囲 んだもの	大型車 普通車 二輪車 原付車 自事
	大型乗用物 大型貨物 中型乗用物 中型貨物 準中型乗用物 準中型貨物 大型特 乗貨三軽軽ミ 用物輪乗貨三 二二二原 小一 型種 特原
男 女	登録(車両)番号 号
違反日時	年 月 日 午前 午後 時 分 ころ
違反場所	広島 付近 道路
違反行為	<input type="checkbox"/> 座席ベルト装着義務違反【道路交通法第71条の3】 <input type="checkbox"/> 運転者 第1項 <input type="checkbox"/> 運転者席横同乗者 第2項 <input type="checkbox"/> 後部座席同乗者 第2項 <input type="checkbox"/> 幼児用補助装置使用義務違反【道路交通法第71条の3第3項】 <input type="checkbox"/> 運転者席横同乗の幼児 <input type="checkbox"/> 後部座席同乗の幼児 <input type="checkbox"/> 乗車用ヘルメット着用義務違反【道路交通法第71条の4】 <input type="checkbox"/> 大型自動二輪車 第1項 <input type="checkbox"/> 普通自動二輪車 第1項 <input type="checkbox"/> 一般原動機付自転車 第2項 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 同乗者
決裁印	違反事実現認・認知報告書 年 月 日 所属 階級 ⑤
	長殿 上記違反事実を <input type="checkbox"/> 現認 <input type="checkbox"/> 認知 <input type="checkbox"/> 印のもの したからその状況等を報告する。 なお、違反者は、上記違反事実について 年 月 日次のとおり自認書を作成した。
	自認書 私が、上記違反をしたことは相違ありません。事情は次のとおりであります。 氏名
特記事項	
取締りメモ	

所在地・電話(有) 青少年の勤務先・名称(有)

運転免許証住所 () 現住所に同じ 本籍に同じ

免許 年 月 日 (更新・誕生日から1ヶ月間) まで有効

3枚目(表)

告知年月日		年 月 日		午前 午後		時 分						
告知者及び氏名		の所属		署 隊		印						
違反者氏名	生年月日	年 月 日		日生(歳)	職業							
	本籍	住所										
免許証	第 年 月 日	第 号										
	免許の種類(印で囲んだもの)	大型	中型	普通	大型特	大型自二	小型自二	原付	大型二	中型二	普通二	大特二
保護者又は勤務先	住所	電話										
	氏名	(歳)		職業		続柄						
違反車両(印で囲んだもの)	大型車	中型車	普通車	軽便車	二輪車	原付車	小一	大特二	原	特原	事業用	家用
	大型貨物	中型貨物	普通貨物	軽便貨物	二輪	原付	小一	大特二	原	特原	事業用	家用
違反日時	年 月 日		午前 午後		時 分		ごろ					
違反場所	区 道						付近道路					
違反行為	<input type="checkbox"/> 座席ベルト装着義務違反【道路交通法第71条の3】 <input type="checkbox"/> 運転者 第1項 <input type="checkbox"/> 運転者席横同乗者 第2項 <input type="checkbox"/> 後部座席同乗者 第2項 <input type="checkbox"/> 幼児用補助装置使用義務違反【道路交通法第71条の3第3項】 <input type="checkbox"/> 運転者席横同乗の幼児 <input type="checkbox"/> 後部座席同乗の幼児 <input type="checkbox"/> 乗車用ヘルメット着用義務違反【道路交通法第71条の4】 <input type="checkbox"/> 大型自動二輪車 第1項 <input type="checkbox"/> 普通自動二輪車 第1項 <input type="checkbox"/> 一般原動機付自転車 第2項 <input type="checkbox"/> 運転者 <input type="checkbox"/> 同乗者											
	違反事実現認・認知報告書 年 月 日 長 殿 西馬 階級 上記違反事実を <input type="checkbox"/> 現認 <input type="checkbox"/> 認知 <input type="checkbox"/> 印のもの } したからその状況等を報告する。 なお、違反者は、上記違反事実について 年 月 日次のとおり自認書を作成した。 <input type="checkbox"/> 自認書 私が、上記違反をしたことは相違ありません。事情は次のとおりであります。 氏名											
特記事項												

所在地・電話(有) 未成年の勤務先・名称(有)

運転免許証住所 現住所に同じ 本籍に同じ

① 資料区分	61 80	② 元号	年 月 日	③ 地点					
④ 性別	男 女	④ 氏名					⑤ 本回		
⑥ 免許					⑥ 住所			⑦ 免許	⑧ 免許
⑨ 事件番号	7 3					⑨ 半反			
⑩ 発生日時	年 月 日		時	⑩ 路線			⑪ 車両	⑫ 新旧	
⑬ 違反名					⑬ 審査内容			⑭ 原別	
				⑮ 巡回			⑯ 疑合事件		
数字記入例	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9								

※この欄は、OCR専用のためメモ等をしないこと。

点数切符用行政処分書

違反車両	車両総重量	kg	最大積載量	kg	乗車定員	人															
メーカー・車名																					
免許種別・種	現に受けているすべての免許種別を明らかにする。																				
	一	11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	二	31	38	32	33	34	仮	01	08	09
種	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	種	大	中	普	大	け	免	大	中	準	普
条件	<input type="checkbox"/> 中型車は中型車(8t)に限る <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 準中型で運転できる準中型車は準中型車(5t)に限る																				
免許証交付 公安委員会名	<input type="checkbox"/> 広島県公安委員会 <input type="checkbox"/> 都道府県公安委員会																				
路線名	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 主要地方道 <input type="checkbox"/> 都道府県道 <input type="checkbox"/> 市町村道 <input type="checkbox"/> その他の道路 () ()																				
	<input type="checkbox"/> 高速道路等()																				
検査時の状況	現認・認知	<input type="checkbox"/> 現認 <input type="checkbox"/> 認知																			
	現認状況等	<input type="checkbox"/> 現認距離(約 m) <input type="checkbox"/> 自認距離(約 m) <input type="checkbox"/> 着衣の色() <input type="checkbox"/> 止め具の有無(有・無)																			
	認否の状況	<input type="checkbox"/> 自認 <input type="checkbox"/> 否認 <input type="checkbox"/> 受領拒否																			
メモ (要旨を簡記) ・現認状況 ・違反理由 ・動機、弁明 ・その他																					

様式第2号(第4の2関係)

年 月 日

交通部運輸免許課長 殿

警察署 (隊) 長

点数切符引継書
(点数切符受理簿)

發送番号	告知番号	RN	処理指揮	処理結果	備考

注 RN欄には、巡回数 (ラウンドナンバー) を記入すること。

別紙（第3関係）

点数切符作成要領

違反区分	作成要領		
	告知票（1枚目）	報告票（2枚目）	取締り原票（3枚目）
1 座席ベルト装着義務違反 法71の3・I・II 令26の3の2・I・II 車41(9)保22の3 保細告186 保整告20	<p>1 「違反場所」欄 市区町村名・番地のほか、当該場所を特定する目標施設等を入れて具体的に記入すること。 なお、高速自動車国道又は自動車専用道路については、上・下線別、キロポスト、料金所名、サービスエリア名等についても記載すること。</p> <p>2 「違反行為」欄 (1) 「<input type="checkbox"/>座席ベルト装着義務違反（道路交通法第71条の3）」の<input type="checkbox"/>を○で囲み、「<input checked="" type="checkbox"/>座席ベルト装着義務違反（道路交通法第71条の3）」とすること。 (2) 違反行為内容に応じ、次のとおり該当する<input type="checkbox"/>を○で囲むこと。 座席ベルトを装着していない者が ○ 運転者である場合は、「<input checked="" type="checkbox"/>運転者（第1項）」 ○ 運転者席の横座席の同乗者である場合は、「<input checked="" type="checkbox"/>運転者席横同乗者（第2項）」</p>	<p>1 「自認書」欄 「自認書」欄は、違反者が任意に作成する場合には、同欄に印刷してある自認文言を活用するほか、違反動機等について弁解があれば、その要旨を余白部分に簡記させた上、署名を求めるものとする。 この場合、違反者に指印又は押印を求めても差し支えない。</p> <p>2 「特記事項」欄 必要に応じ、次の事項を記載すること。 (1) 違反現場の略図、道路名、交通規制標識標示の設置位置、内容 (2) 認知した違反の場合においては、その認知状況 (3) 告知票の受領拒否、自認書の署名拒否、違反者が逃走した場合等の状況 (4) 令第26条の3の2第1項又は第2項に定める座席ベルト装着義務の除外事由に該当しないと認められた特別の理由</p>	複写

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者席の横座席以外の座席（以下「後部座席」という。）の同乗者である場合は、「◎後部座席同乗者（第2項）」 ○ 運転者及び運転者席の横座席の同乗者である場合は、「◎運転者（第1項）◎運転者席横同乗者（第2項）」 ○ 運転者及び後部座席の同乗者である場合は、「◎運転者（第1項）◎後部座席同乗者（第32項）」 ○ 運転者席の横座席の同乗者及び後部座席の同乗者である場合は、「◎運転者席横同乗者（第2項）◎後部座席同乗者（第2項）」 ○ 運転者、運転者席の横座席の同乗者及び後部座席の同乗者である場合は、「◎運転者（第1項）◎運転者席横同乗者（第2項）◎後部座席同乗者（第2項）」 <p>とすること。</p>	<p>（例）座高は低いが適切に装着可能</p> <p>(5) 座席ベルト装備の義務付けのある自動車であるのに装備がない場合</p> <p>（例）座席ベルトは、運転者本人が切り取り装備されていない。</p> <p>(6) その他弁解の要旨、違反事実に関する特記すべき事項</p> <p>「取締りメモ」欄</p> <p>「特記事項」欄の補足欄として活用するほか、告知した違反と同時に複数の違反行為があったときは、その状況を記載すること。</p>	
2 幼児用補助装置使用義務違反 法71の3・Ⅲ	1 「違反行為」欄 (1) 「□幼児用補助装置使用義務違反（道路交通法第71条の3第3項）」の□を○で囲み、「◎幼児用補助装置使用義務違反（道路交通法第71条の3第3項）」とすること。	1 「自認書」欄 座席ベルト装着義務違反の作成要領の例によること。 「特記事項」欄 座席ベルト装着義務違反の作成要領の例によるが、必要に応じ、次の事項についても記載するこ	複写

<p>令26の3 の2・Ⅲ 車41(9) 保22の5 保細告 188 保 整告22</p>	<p>(2) 違反行為内容に応じ、次のとおり該当する□を○で囲むこと。</p> <p>幼児用補助装置を使用していない幼児が</p> <p>○ 運転者席の横座席に同乗の幼児である場合は、「◎運転者席横同乗の幼児」</p> <p>○ 後部座席に同乗の幼児である場合は、「◎後部座席同乗の幼児」とすること。</p>	<p>と。</p> <p>(1) 令第26条の3の2第3項に定める幼児用補助装置の使用義務の免除事由に該当しないと認めた特別の理由</p> <p>(例) 肥満しているが、適切に幼児用補助装置の使用が可能</p> <p>(2) 乗車させていた幼児の年齢</p> <p>「取締りメモ」欄</p> <p>座席ベルト装着義務違反の作成要領の例によること。</p>	
<p>3 乗車用 ヘルメ ット着 用義務 違反 法71の 4・Ⅰ・ Ⅱ 規9 の5</p>	<p>1 「違反行為」欄</p> <p>(1) 「□乗車用ヘルメット着用義務違反(道路交通法第71条の4)」の□を○で囲み、「◎乗車用ヘルメット着用義務違反(道路交通法第71条の4)」とすること。</p> <p>(2) 「□大型自動二輪車(第1項) □普通自動二輪車(第1項) □一般原動機付自転車(第2項)」の該当する□を○で囲み、違反行為内容に応じ、乗車用ヘルメットを着用していない者が</p> <p>○ 運転者である場合は、「◎運転者」</p> <p>○ 運転者及び同乗者である場合は、「◎運転者◎同乗者」</p> <p>○ 同乗者のみの場合は、「◎同乗者」とすること。</p>	<p>1 「自認書」欄</p> <p>座席ベルト装着義務違反の作成要領の例によること。</p> <p>2 「特記事項」欄</p> <p>座席ベルト装着義務違反の作成要領の例によること。</p>	<p>複写</p>

別記様式第1号（第1の1関係） 点数切符
様式第2号（第4の2関係）